

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>第五十六条（略） 2～7（略）</p> <p>8 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。</p> <p>一 当期首残高（遡及適用等又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>9（略）</p>	<p>第五十六条（略） 2～7（略）</p> <p>8 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。</p> <p>一 当期首残高（遡及適用等をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>9（略）</p>